

資料A-3 (諮問関係資料)

R3-16号案件

「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」

番号	資料名	頁数
1	諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」の審議計画	1
2	個別論点	3～18
3	行政機関等匿名加工情報制度の概要	19～24
4	(参考資料) 情報公開・個人情報保護審議会の見直しの方向性(案)	25
5	個人情報保護審査会条例の条文イメージ	27～31
6	個人情報の保護に関する条例の運用状況	33～34

諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」の審議計画

第81回第1部会（5月23日） 審議済み

- 1 諮問当局による論点全体の提示
- 2 法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方
- 3 個別論点
  - (1) 新制度の個人情報ファイル簿への対応
  - (2) 開示決定等の期限及び手数料
  - (3) 情報公開条例との整合

第82回第1部会（6月20日） 本日審議予定

- 3 個別論点
  - (4) 行政機関等匿名加工情報
  - (5) 新制度の下での審議会の機能
  - (6) 事業者が取り扱う個人情報の保護
  - (7) その他の論点

第83回第1部会（7月）

- 4 報告事項 法技術的な課題に係る国の個人情報保護委員会の見解
- 5 答申案（部会審査）

全体会（7月又は8月）

- 6 答申案



### 3 個別論点

#### (4) 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の設定  
行政機関等匿名加工情報の提案に対する事務手続き

##### 〔背景・事情〕

- ビッグデータの収集・分析については、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、イノベーション創出に寄与することが期待されている（平成26年総務省資料「非識別加工情報の仕組みの導入」）。
- 特に個人の行動・状態等に関するパーソナルデータは利用価値が高いとされており、これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている（平成26年総務省資料「非識別加工情報の仕組みの導入」）。
- 国の行政機関において導入されていた「非識別加工情報」の提供制度（定期的な提案募集）が令和2年改正個人情報保護法により、「行政機関等匿名加工情報」と改められて、民間に導入されていた「匿名加工情報」と同一の法制度に位置付けられた。
- さらに、令和3年改正個人情報保護法により、匿名加工情報の提供制度について、地方公共団体に対して、国と同じ規律が適用されることとなった。  
匿名加工情報・・・個人情報を個人情報の区分に応じて①記述等の一部を削除すること、又は②個人識別符号の全部を削除することにより、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの  
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集・・・本人数1,000人以上の行政機関等匿名加工情報について、①地方公共団体の機関は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない。②提案募集

に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該事業に関する提案をすることができる。

- 事務の流れは、別添個人情報保護委員会資料のとおり。
- 令和3年改正個人情報保護法には、行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査及び行政機関等匿名加工情報の利用に対し手数料を徴することが規定されており、地方公共団体においては、国の行政機関に係る手数料を標準として条例で定めることとされている。
- 標準額と異なる手数料額を定める場合においては、そうせざるを得ない当該地方公共団体の特別の事情や実費との相違について合理的な理由が存在しなければならないとされる（「新・個人情報保護法の逐条解説」宇賀克也）。

・国の行政機関に係る手数料

- ①基本事務（審査事務等）に対応する金額として21,000円
- ②行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1時間まで毎に3,950円
- ③行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

・国の行政機関に係る手数料の基本的な考え方

行政機関等匿名加工情報の作成・提供は、行政機関等の特定の事務のために要する費用であり、受益者負担の観点から、提供を受ける者に費用を負担させることが公平である。

行政事務の効率化の要請と提案に係る事務に要する行政コストの公平な負担の要請の調和を図り、個別の提案に対する行政事務の所要時間が大幅に変動することがない事務については一定額とし、個別の提案に応じて手数料額が大幅に異なりうる事務については、個別の提案の実費に近い金額として、両者の合計額とするというものである（「新・個人情報保護法の逐条解説」宇賀克也）。

・国の行政機関に係る手数料の具体的な算定根拠

人件費及び物件費単価

平成28年度の全府省

人件費単価3,885.6円/1h

物件費単価 136.3円/1h

計 3,991.9円/1h

50円未満切り捨て 3,950円 (②の手数料)

所要時間 5.28時間 21,074円

100円未満切り捨て 21,000円 (①の手数料)

## 〔論点〕

- 手数料の額をどのようにすべきか。
- 提案に対する審査をどのように行うべきか。

## 〔当局説明〕

- 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、これを徴しないと利用者<sub>と</sub>利用しない者との負担の不公平が生じるので、適切な範囲で利用者に費用を負担させることが妥当と考える。
- また、開示手数料との違いは、個人情報<sub>の</sub>開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないのに対し、行政機関等匿名加工情報の利用は、利用者の利便に資するものであって、それぞれ異なる性質を持っていることから、それぞれの手数料の考え方が異なることとなっても問題はないと考える。
- 手数料について全国的に統一して定めることが特に必要なものとして政令で定める標準事務については、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないとされている（地方自治法第 228 条第 1 項）。行政機関等匿名加工情報は、当該地方公共団体の区域を越えて全国的に利用される可能性があるので、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を徴収することとしている。したがって、標準額と異なる手数料額を定める場合においては、そうせざるを得ない当該地方公共団体の特別の事情や実費との相違について合理的な理由が存在しなければならない、とされる（「新・個人情報保護法の逐条解説」宇賀克也（p. 704））。
- 兵庫県においては、特別の事情や実費との相違は見当たらないので、国の行政機関に係る手数料と同額を標準とする適切な額を定めるべきと考える。
- 提案に対する審査については、公平性・中立性を確保し、適正な判断を担保するためには、実施機関とは別の第三者による評価を得ることが望ましく、個人情報の保護に関する重要事項を審議してきた情報公開・個人情報保護審議会に提案に対する審査を諮問する仕組みを導入することが適切と考える。

## (5) 新制度の下での審議会の機能

新制度の下での審議会の機能はどのようなものであるべきか。

### 〔背景・事情〕

○現行の情報公開・個人情報保護審議会の機能

#### 【情報公開条例の関係】

実施機関等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。
- (2) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。

#### 【個人情報保護条例の実施機関等の関係】

実施機関等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 個人情報の収集の制限の例外に関すること。
- (2) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関すること。
- (3) オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関すること。
- (4) 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護実施機関等が取り扱う個人情報の保護に関する重要事項に関すること。

#### 【個人情報保護条例の事業者の関係】

審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業者に対する個人情報取扱指針の作成に関すること。
- (2) 事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。
- (3) 事業者に対する勧告に従わなかった旨の公表に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する重要事項に関すること。

#### 【建議】

情報公開実施機関等、個人情報実施機関等及び知事に建議することができる。

○「例外」に関する新制度での審議の取扱い（上記「個人情報保護条例の実施機関等の関係」中(1)から(3)まで）

従来、条例上認められた「収集の制限」、「利用及び提供の制限」及び「オンライン結合による個人情報の提供の制限」の例外について、審議会での諮問・答申を要することとしていた。

法の規定の適用を受けるにあたり、県での「個人情報の取扱い」（条例第2章第1節）は、法における「行政機関等における個人情報等の取扱い」（法第五章第二節）での全国共通のルールに従うこととなり、個人情報の取扱いに関し、審議会での諮問・答申を要することとする規律を条例で設けることはできないこととされた（国の個人情報保護委員会の見解）。

○新制度における審査請求の取扱い（上記「個人情報保護条例の実施機関等の関係」中(4)）

地方公共団体の機関の行う開示決定等が法に基づく処分となるため、従前は条例で設置した諮問機関による手続保障を法律上位置づける必要が生じ、新制度においては、地方公共団体の機関の諮問機関を行政不服審査法の機関として位置づけることとして、それへの諮問が義務づけられた。

#### 【法第105条第3項による読替後】

（審査会への諮問）

第二百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。



- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

### 3 （略）

- ・現在の「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」

行政不服審査法の施行に関する条例

（機関の名称）

第6条 法第81条第1項の規定により県に設置される機関の名称は、兵庫県行政不服審査会とする。

（審査会の組織）

第7条 兵庫県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員9人以内で組織する。

2 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

### ○新制度における「審議会その他の合議制の機関」への諮問（法第129条）

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

- ・「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされる（「個人情報保護法ガイドライン」9-4）。

- ・法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる（「個人情報保護法ガイドライン」9-4）。
- ・令和 3 年法律第 37 号により改正された本法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ったものであるので、本法が認める利用を制限する条例であれば、本法との抵触が問題にならざるをえないが、利用自体を制限するのではなく、利用に当たり、個人情報保護の観点から留意すべき事項について個人情報保護審議会の助言を求めるために、個人情報保護審議会に諮問することは、「個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に当たり、可能と思われる（（「新・個人情報保護法の逐条解説」(p. 734) 宇賀克也)）。

#### 〔論点〕

- 新制度の下での審議会が担う機能はどのようなものとするか。
  - ・現行の情報公開・個人情報保護審議会の機能のうち、引き続き新制度の下での審議会が担う機能はなにか。
  - ・審査請求の諮問を受ける機関は、どの組織とするか。
    - 案 1 現行の情報公開・個人情報保護審議会を行政不服審査法に基づく諮問機関として位置づける。
    - 案 2 行政不服審査法に基づく諮問機関である兵庫県行政不服審査会へ事務を移管する。
  - ・新制度の下で新たに担う機能はあるか。

#### 〔当局説明〕

- 現行の情報公開・個人情報保護審議会の機能のうち、「情報公開条例の関係」の機能については、個人情報保護法の改正の影響を受けないので、新制度の下での審議会においても、引き続き機能を担うこととなる考える。
- 「個人情報保護条例の実施機関等の関係」の機能のうち、
  - (1) 個人情報の収集の制限の例外に関すること。
  - (2) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関すること。
  - (3) オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関すること。
 については、いずれも法では規定されていない規律であって、「全国共通

のルールに従うこととなり、個人情報の取扱いに関し、審議会での諮問・答申を要することとする規律を条例で設けることはできない」ことを勘案すると、条例で新たな規律を設けることはできないので、審議の前提となる諮問が発生せず、新制度の下での審議会では担う必要がないものとする。

○「個人情報保護条例の実施機関等の関係」の機能のうち、

(4) 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

については、法において、行政不服審査法の適用をした上で、諮問・答申を受ける機関が求められており、新制度の下においても、いずれかの機関で担う必要がある機能であるとする。

○「個人情報保護条例の実施機関等の関係」の機能のうち、

(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項

については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく機能であり、本法改正と関係がないので、引き続き必要であるとする。

特定個人情報保護評価に関する規則〔平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号〕

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法

第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

- 3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。
- 6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

○「個人情報保護条例の実施機関等の関係」の機能のうち、

- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護実施機関等が取り扱う個人情報の保護に関する重要事項に関すること。

については、法においても審議会への諮問が想定されており（法第129条）、引き続き必要であると考える。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

○「個人情報保護条例の事業者の関係」の機能のうち、

- (1) 事業者に対する個人情報取扱指針の作成に関すること。
- (2) 事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。

(3) 事業者に対する勧告に従わなかった旨の公表に関する事  
については、当該事務を廃止するのであれば、不要と考える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が取り扱う個人情報の保護に  
関する重要事項に関する事  
については、法第129条に基づく審議会への諮問の範囲において、新制度  
においても妨げられないと考えられ（「個人情報保護条例の実施機関等  
の関係」(6)参照）、引き続き必要であると考ええる。

○「建議」の機能については、法第129条の諮問の範囲とは捉えがたいが、  
「建議」とは「意見を申し立てること」（大辞泉（小学館））であり、現行  
の「建議」は、審議会の意見（建議）に対し、何らかの拘束が生じる制度  
とはしておらず、法の趣旨を逸脱するものとまでは言えないと考える。  
そもそも諮問機関である以上、行政機関の意思決定に当たって意見を  
述べるものをその権能とするのであり、審議会として、専門的な知見に基  
づく意見を述べる機能である建議は、引き続き必要であると考ええる。

○「例外」に関する新制度での審議の取扱い（「個人情報保護条例の実施機  
関等との関係」中(1)から(3)まで）については、審議会での諮問・答申を要  
することとする規律を条例で設けることはできない、との国の見解に鑑  
み、当該機能は廃止することが適当と考える。

○新制度における審査請求の取扱いについては、論点記載の2案のうち、案  
2では、現在までの個人情報保護に係る知見の累積が生かされない。一方  
で、案1であれば、審査請求において得られた知見を個人情報の保護に関  
する重要事項の審議において活用することが引き続き可能となり、現行  
の審議会の機能が維持される。よって、案1が望ましいと考える。

○新制度の下で新たに担う機能として、(4)での審議を踏まえ、必要であれば、  
次の機能を追加すべきと考える。

「実施機関等の諮問に応じ、行政機関等匿名加工情報の提案に関することを  
調査審議すること。」

## (6) 事業者が取り扱う個人情報の保護

### ア 事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度の取扱い

事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度は、見直すべきか。

#### 〔背景・事情〕

- 事業者の個人情報の保護については、法第四章（個人情報取扱事業者等の義務等）及び第六章第二節（監督及び監視）に定められている。
- 事業者の個人情報取扱指針については、国の個人情報保護委員会においても「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」として定めており、当ガイドラインによれば、「事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 9 条及び第 128 条に基づき具体的な指針として定めるものである。」とされる。
- この内容は、本県条例に基づく「個人情報取扱指針」よりもより詳細で具体的な指針となっている。また、条例にて遵守事項として掲げる個人情報の「適正取扱い」「慎重取扱い」は、法においても規定されている。
- 指導・助言から勧告・公表までの制度は、法においても規定されており、国の個人情報保護委員会が行うこととされている。
- 現状、県条例で事業者が取り扱う個人情報の保護の規定が残置されている経緯は、次のとおりである。
  - ・制度としては、県が国に先行し導入
  - ・国が 5,000 件以上を対象とする制度を導入
  - ・県の審議会は、件数の制限を設けていない条例の制度が 5,000 件以上を対象とする法の制度の隙間を埋める制度として機能するとして、存置を提言（平成 17 年第 72 号答申）
  - ・法は、平成 29 年 5 月改正にて 5,000 件未満の小規模事業者へ対象を拡大し、条例の対象事業者と一致して、現在に至る。

#### 〔論点〕

- 事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度は、引き続き、維持すべきか。

### 〔当局説明〕

- 平成 29 年 5 月の法の改正を受け、県の制度は国の制度と重複し、実質的に役割を終えている。
- 近年、県による指導・助言から勧告・公表までの制度の実績はない。
- 以上を踏まえると、現行の制度を維持する意義は乏しいので、廃止すべきと考える。

### イ 事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理の取扱い

事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理は、見直すべきか。

### 〔背景・事情〕

- 現行の条例では次のように規定する。

(苦情相談の処理)

第 62 条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

- 法では次のように規定する。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・「苦情の処理のあっせん」とは、住民等から地方公共団体に寄せられた苦情を関連事業者、認定個人情報保護団体、国民生活センター等に提供し、その処理を促すことをいう。地方公共団体自身が、その消費者センター等において、当該苦情を直接に処理することは含まないとされる(宇賀克也、新・個人情報保護法の逐条解説 (p. 167))。
- ・「その他必要な措置」とは、助言、指導等を念頭に置いており、制度化されていないアドホックな情報提供や条例に基づく説明・資料提出要求も含むが、あっせんよりも強力な調停、仲裁は含まないとされる(宇賀克也、新・個人情報保護法の逐条解説 (p. 168))。

- 平成 28 年度において、地方公共団体および国民生活センターに寄せられた個人情報に関する苦情相談は 4382 件であり、そのうち 4310 件(98.4%)は、PIO—NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) 端末の設置さ

れた地方公共団体の消費生活センターに寄せられているとされる（宇賀克也、新・個人情報保護法の逐条解説（p.167））。本県においても、条例所管課の法務文書課が受ける苦情相談はごく少数であり、いずれもあつせん、助言等で対応しているところである。

〔論点〕

○苦情相談の処理の事務を引き続き行うべきか。

〔当局説明〕

○法においては、地方公共団体が苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、現に県においては、条例第14条に基づき事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切な処理に努めてきたところである。また、規定の字句として「処理」とはしているが、その施策の実際は、法に規定するあつせんその他必要な措置と同等である。

○よって、今後とも、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談は、知事が対応に努めることが望ましく、苦情相談の処理の事務は引き続き行うべきである。



## (7) その他の論点

### 実施機関等への苦情の処理の取扱い

#### 〔背景・事情〕

○現行の条例では次のように規定する。

(苦情の処理)

第 55 条 実施機関等は、当該実施機関等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- ・知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、兵庫県公立大学法人並びに公営企業及び病院事業の管理者（実施機関等）は、自らに対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるよう求められている。

○法では次のように規定する。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- ・知事及び行政委員会（地方公共団体の機関（行政機関の長等））は、知事、行政委員会及び地方独立行政法人（行政機関等）に対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるよう求められている。

#### 〔論点〕

○苦情処理の事務を引き続き行うべきか。

#### 〔当局説明〕

○法において、法の適用となる機関について、苦情処理に努めるよう求められている。

○県においては、引き続き、県の各機関に対し、苦情処理に努めるよう求めることは、法の趣旨に照らして適当であって、引き続き、条例で規定する意味があると考ええる。

運用状況の公表の取扱いは、条例で引き続き知事に求めるべきか。

〔背景・事情〕

- 現行条例では、「この条例の運用状況」を公表するものとされている。
- 新制度では、地方公共団体には、国の個人情報保護委員会から法律の施行の状況について報告が求められ、同委員会は、毎年度、その報告を取りまとめて概要を公表することとされた。

〔論点〕

- 引き続き、知事に運用状況の公表を求めるべきか。

〔当局説明〕

- 新制度において、国の個人情報保護委員会が全国の状況を取りまとめて概要を公表することとされているが、各地方公共団体がその団体の実施状況を公表することを制限するものではない。
- 県においては、現行の個人情報保護制度を開始して以来、毎年度運用状況を公表してきたところであり、新制度においても、県民に対し、運用状況を公表することの意義は変わらないので、引き続き、法律の施行の状況として公表を続けることが望ましいと考える。

## 罰則の取扱い

### 〔背景・事情〕

- 現行条例と改正法では、概ね同じ要件として次の罰則を規定している。
  - ・電子計算機で検索可能に体系的に構成した保有個人情報（個人情報ファイル）の漏えい  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ・業務で知り得た保有個人情報を不正目的で提供又は盗用  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・職権濫用し又は職務の用以外で文書、図画、写真又は電磁的記録を収集  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・審議会委員の守秘義務違反  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 現行条例では、独自に、次の罰則を規定している。
  - ・審議会委員の守秘義務違反  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
(参考) 兵庫県行政不服審査会委員の守秘義務違反  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
個人情報保護委員会委員の守秘義務違反  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

### 〔論点〕

- 審議会委員の守秘義務違反について、どのように対応すべきか。

### 〔当局説明〕

- 新制度に係る違反については、法の規定が適用される。現行制度に係る条例の罰則は、審議会委員の守秘義務違反を除き、廃止される。
- 審議会委員の守秘義務違反については、法に規定がなく、条例で罰則を設けることは制限されていない。
- 現行の情報公開・個人情報保護審議会を行政不服審査法に基づく諮問機関として位置づけるとすれば、現行の規律及び同種の委員となる兵庫県行政不服審査会委員への規律と同程度の規律が適切と考える。
- よって、現行の内容を維持したい。

# 行政機関等匿名加工情報制度の概要

# 行政機関等匿名加工情報制度について

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報の特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。
  - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
  - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
  - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。

20



# 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー

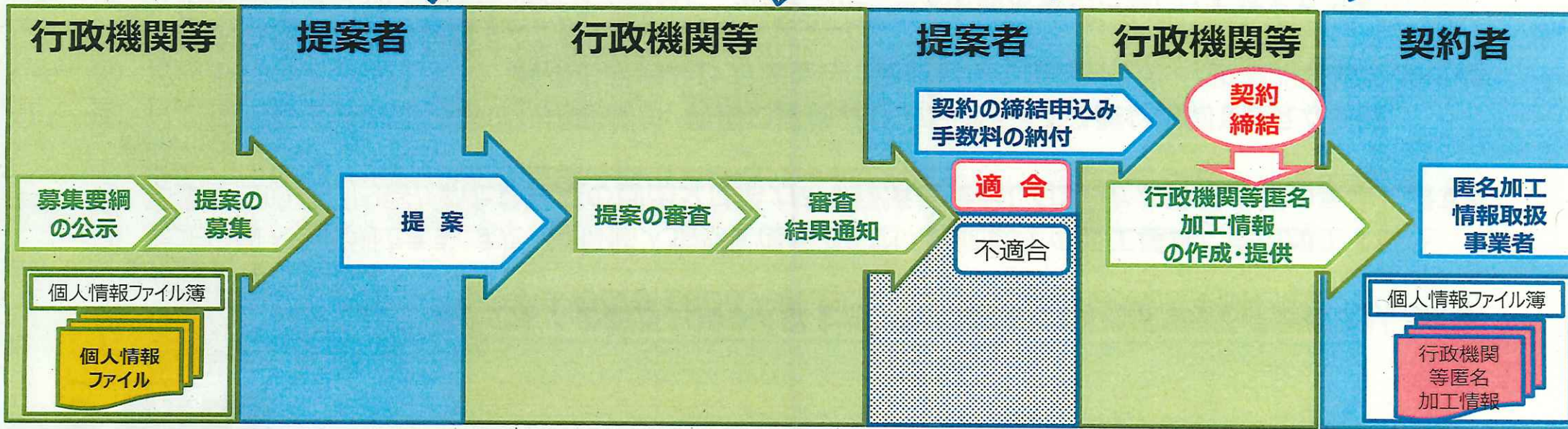
- ▶ 毎年度 1 回以上、30 日以上の期間を定めて、提案の募集を実施
- ▶ 提案の募集前に、行政機関等のウェブ等で募集要綱を公示
- ▶ 提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手可

- ▶ 提案者は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人は問わない
- ▶ 未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから 2 年を経過しない者等一定の欠格事由に該当する者は提案不可
- ▶ 提案前の事前相談可

- ▶ 審査基準の適合性審査
  - ① 欠格事由の該当の有無
  - ② 一定の加工基準に合致
  - ③ 事業が新産業の創出等に資すること
  - ④ 漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等
- ▶ 審査結果は個別に通知

- ▶ 審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封
- ▶ 手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入提出することで契約可

- ▶ 契約の締結後、行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成・提供
- ▶ 利用目的の範囲で事業の用に供することができる



# 行政機関等匿名加工情報の審査基準及び加工基準

## ○ 審査基準

- ① 欠格事由に該当しないこと。
- ② 行政機関等匿名加工情報の本人の数が1000人以上かつ個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定の個人を識別できず、また、保有個人情報を復元できないように以下の加工基準に従い加工すること。
- ④ 事業の目的及び内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないこと。
- ⑥ 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

## ○ 加工基準

行政機関等匿名加工情報の作成方法に関して、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）
- ② 個人識別符号の全部を削除。
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除。
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除。
- ⑤ 上記のほか、個人情報と保有個人情報ファイル内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずる。

事務対応ガイド（行政機関等向け）では、個人情報保護委員会規則で定められた行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

# 個人情報ファイル簿

- 行政機関・独立行政法人等の保有している個人情報ファイルのあらましを記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、e-Govまたは各機関のホームページで公表されている。
- 行政機関等匿名加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨が記載されている個人情報ファイル簿が提案の募集対象となる。

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関の名称	〇〇省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所 7 電話番号、8 合否の別、9 合格順位、10 得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）	
記録情報の収集方法	〇〇から〇〇により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 令第20条7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え）※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 〇〇省〇〇局〇〇課 (所在地) 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「-」と記入	
備考		

個人情報  
ファイル簿の例





# 行政機関等匿名加工情報に関するお問い合わせ先

- 個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えする総合的な案内所として「個人情報保護法相談ダイヤル」を設置しています。  
行政機関・独立行政法人等の行政機関等匿名加工情報の提供に関する制度の概要や手続等の一般的なご相談に応じますので、ご不明な点がございましたら、個人情報保護委員会の下記ダイヤルにお問い合わせ下さい。

« ご案内します »

- ・ 行政機関・独立行政法人等の行政機関等匿名加工情報の制度の仕組み
- ・ 提案の募集をしている国の行政機関・独立行政法人等の窓口
- ・ 行政機関等匿名加工情報に関する個人情報保護委員会規則等の解釈等

**お問い合わせは、個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849 まで**

- ただし、こちらでは、個別の提案を受け付けていませんので、行政機関等匿名加工情報に関する提案等の具体的な手続については、行政機関・独立行政法人等に直接お問い合わせ下さい。

(参考資料) 情報公開・個人情報保護審議会の見直しの方向性 (案)

項目	情報公開・個人情報保護審議会	個人情報保護法の考え方	見直しの方向性 (案)
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）により、知事の附属機関として設置。</li> <li>・審議会の組織、運営等については、条例、情報公開・個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）等に定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関（法第105条第3項の「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」）として位置づけることで、引き続き当該機関を活用することができる。</li> <li>・なお、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することが可能。</li> <li>・行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めることとなっている。</li> </ul>	情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について、設置条例で定める必要あり。
調査審議事項	(個人情報保護条例関係) ア 条例第6条第3項第7号又は第5項ただし書の規定による個人情報の収集の制限の例外に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</li> </ul>	個人情報の収集の制限の例外に関する諮問の規定は不要とする。
	イ 条例第7条第2項第5号の規定による個人情報の利用及び提供の制限の例外に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年改正法において、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたことから、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈一元化という改正法の趣旨に反する。</li> </ul>	個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する諮問の規定は不要とする。
	ウ 条例第8条第1項の規定によるオンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</li> </ul>	オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する諮問の規定は不要とする。
	エ 条例第20条第1項の規定による開示決定、同条第2項の規定による不開示決定（条例第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第14条第2項の規定による開示請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第105条第3項（行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関への諮問）</li> <li>①開示決定、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</li> <li>②前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、諮問した旨を通知しなければならない。</li> <li>③前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中、「情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</li> </ul>	調査審議事項とする。
	オ 条例第31条第1項の規定による訂正決定、同条第2項の規定による不訂正決定（条例第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第28条第2項の規定による訂正請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第105条第3項（行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関への諮問）</li> <li>①開示決定、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</li> <li>②前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、諮問した旨を通知しなければならない。</li> <li>③前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中、「情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</li> </ul>	調査審議事項とする。
	カ 条例第39条第1項の規定による利用停止決定、同条第2項の規定による利用不停止決定（条例第40条第3項又は第41条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第37条第1項の規定による利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。</li> </ul>	事業者に関する規定は不要とする。
	ク 条例第57条第1項の規定による事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針の作成に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。</li> </ul>	事業者に関する規定は不要とする。
	ケ 条例第61条第1項の規定による事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。</li> </ul>	事業者に関する規定は不要とする。
	コ 条例第61条第2項の規定による事業者が勧告に従わなかった旨の公表に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法は、地方公共団体に対して個人情報を取り扱う事業者に対する行政処分を行う権限を付与しておらず、事業者に対して強制力を伴う形で事実確認や是正勧告を行うことはできない。</li> </ul>	事業者に関する規定は不要とする。
	サ 以上のほか、条例の運営及び改善に関する重要事項に関すること（建議を含む。）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受ける役割など、必要な役割を持たせることも妨げられない。</li> <li>法第129条（地方公共団体に置く審議会等への諮問） 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を高める場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</li> </ul>	調査審議事項とする。
	(情報公開条例関係)		
	(1) 情報公開条例第16条の4（同条例第19条の3において準用する場合を含む。）に規定する公開決定等又は同条例第5条第1項（同条例第16条の3において準用する場合を含む。）に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受ける役割など、必要な役割を持たせることも妨げられない。</li> </ul>	調査審議事項とする。
	(2) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。		調査審議事項とする。
	(特定個人情報保護評価に関する規則関係)		
	キ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受ける役割など、必要な役割を持たせることも妨げられない。</li> </ul>	調査審議事項とする。
		(行政機関匿名加工情報の提案の審査に関する諮問) ・行政機関匿名加工情報の提案の審査を行う場合において、法第129条の規定により、審議会等に対して諮問を行うべき旨を、条例に定めを置いて、専門的知見を有する委員で構成される審議会等に対して諮問することも妨げられない。	新たな調査審議事項として追加。
守秘義務	個人情報保護条例第52条 審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	地方公共団体の設置する個人情報保護審査会の委員の秘密保持義務等、法に規定されていない独自の義務等を法施行条例で規定することは可能。	設置条例で定める必要あり。
罰則	個人情報保護条例第70条 第52条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。		設置条例で定める必要あり。 罰則規定については検察庁協議が必要。



## 〇〇市個人情報保護審査会<sup>14</sup>条例 (例)

### 目次

- 第一章 総則 (第一条)
- 第二章 設置及び組織 (第二条―第六条)
- 第三章 審査会の調査審議等の手続
  - 第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続 (第七条―第十条)
  - 第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続 (第十一条)
- 第四章 雑則 (第十二条・第十三条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

### 第二章 設置及び組織

#### (設置)

第二条 次に掲げる事務<sup>15</sup>を行うため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 〇〇市個人情報保護法施行条例第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

#### (組織)

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

<sup>14</sup> 機能に応じた名称をつけることが考えられる。

<sup>15</sup> 機能に応じて規定することが必要となる。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

第三章 審査会の調査審議等の手続<sup>16</sup>

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第七条 この節において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関(市の機関(議会を除く。))

<sup>16</sup> この章(第七条から第十一条まで)は必要に応じて定めることが考えられる規定。

<sup>17</sup>及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。)をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

#### （審査会の調査権限）

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。<sup>18</sup>

#### （委員による調査手続）

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

#### （提出資料の写しの送付等）

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に

---

<sup>17</sup> 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

<sup>18</sup> この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

## 第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

### 第十一条 . . .

※第二節においては、法第129条により「特に必要であると認めるとき」に当たるものとして審議会に諮るべき事項として定められたものについて、当該審議に係る手続きも含めて遺漏なく定める必要がある。

## 第四章 雑則

### (委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### (罰則)

第十三条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

### (旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
  - 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
  - 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条又は第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
  - 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
  - 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。<sup>19</sup>
  - 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

---

<sup>19</sup> 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。





個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、令和2年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関等名	件数	実施機関等名	件数
知 事	1,478	収 用 委 員 会	5
議 会	20	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教 育 委 員 会	160	但馬海区漁業調整委員会	6
選 挙 管 理 委 員 会	14	内水面漁場管理委員会	6
人 事 委 員 会	10	公 営 企 業 管 理 者	26
監 査 委 員	7	病 院 事 業 管 理 者	21
公 安 委 員 会	6	兵 庫 県 立 大 学	31
警 察 本 部 長	204	合 計	2,007
労 働 委 員 会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関等名	書面による個人情報の開示請求					審 査 請 求						
	件数	処 理 状 況				件数	処 理 状 況					
		開示	部分 開示	不開示	取下げ		認容	一部 認容	棄却	却下	審理中	取下げ
知 事	189	148	33	7	1	3	0	0	1	0	2	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	18	14	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	526	31	449	46	0	4	0	0	2	2	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

調整委員会													
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	3,392	3,347	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,152	3,563	527	61	1	8	0	0	3	2	3	0	0

(3) 口頭による個人情報の開示請求の状況

40試験 9,422件

(4) 個人情報の訂正請求の状況

ア 請求件数

2件（訂正決定1件、不訂正決定1件）

イ 訂正決定等に対する審査請求の状況

該当なし

(5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導又は助言の状況

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 勧告又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況

7件